# (仮称)市立春木・大芝認定こども園 整備基本構想

岸和田市令和5年7月

## ■ はじめに

核家族化や就労形態などライフスタイルの変化に伴い、子育てに対する保護者の考え方も多様化している。このような背景のもと、国においては子どもや子育てをめぐる様々な状況・課題を解決することを目的に、平成27年4月から、幼児教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が開始されている。

本市においても、幼稚園の就園率の低下、保育所の待機児童の発生、施設の老朽化等、様々な課題が生じており、これらの課題を早急に解決するとともに、子ども・保護者にとってより良い教育・保育環境の充実を図っていくことが強く求められている。

本市では、こういった課題の解決を図り、もって"子ども・保護者にとってより良い教育・保育環境の充実を図ること"を第一の目的に、「岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針」「同再編個別計画」を策定し、市立幼稚園及び保育所の再編に取り組んでいくこととしている。

# ■ 本構想の位置付け

本構想は、個別計画【中期計画】に記載されている「(仮称) 市立春木・大芝認定こども園」を設置するにあたり、設計業務の円滑化を図り、効果的に業務が遂行できるよう本市の考え方・方向性を定めたものである。

# ■ 市立幼稚園及び保育所の再編を進めるにあたっての考え方

本市では、市立幼稚園及び保育所の再編を進めるにあたっては、以下の5つの考え方(再編方針「今後の就学前児童に対する教育・保育の考え方」)に基づき進めていく。

#### 1. 市立幼稚園及び保育所を集約し、幼保連携型認定こども園へ再編

- ・ 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいた教育・保育環境の充実を図る。
- ・ 将来の就学前児童数を見据えつつ、令和2年から令和12年を目途に再編を行う。

#### 2. 地域(3次生活圏1)ごとに再編

- ・ 地域特性等を踏まえ、地域 (3次生活圏) を基本的な単位として、それぞれの状況に応じた 再編を行う。
- ・ 集約対象となる施設数やその規模、新設される認定こども園の定員・対象児童等については、 地域特性、既存の就学前施設(市立・民間を問わず)を考慮して、柔軟に決定する。

#### 3. 地域(3次生活圏)ごとに市立認定こども園を設置

- ・ 市立幼稚園及び保育所で培ってきた知識や経験を継承するため、地域(3次生活圏)ごとに 原則1箇所の市立認定こども園を設置する。
- ・ できる限り既存ストック(土地・建物)を効率的に活用する。

#### 4. 民間事業者の積極的な参入の促進

- ・ 認定こども園化にあたっては、民間事業者(社会福祉法人、学校法人)の積極的な参入を促進する。
- ・ 民間ならではの自由な発想・特色ある教育・保育の提供を図る。

#### 5. 民間園との連携・協力体制を強化

- ・ 民間事業者の積極的な参入を進める観点から、従来の補助金制度を再構築し、保育士の確保 と定着、支援を必要とする児童の受入れ等、保護者ニーズや教育・保育の質の向上を図る。
- ・ 市と民間園との連携・協力体制を強化し、共同研修会を開催する等、教育・保育環境の充実を図る。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> これまでの成長の過程や風土・環境等から、市域を6つの地域(都市中核・岸和田北部・葛城の谷・久米田・岸和田中部・牛滝の谷)に区分し、それぞれの地域を一つのまちとして、商業・教育・文化等の環境が整い、日常生活が営める最も大きなコミュニティ単位。

# ■ 市立認定こども園の果たすべき機能・役割

これまで市立幼稚園及び保育所で培ってきた知識や経験を継承し、公立園としての機能・役割をしっかりと果たしていくことを目的に、地域(3次生活圏)ごとに原則1箇所の市立認定こども園を設置していくこととしている。

市立の幼保連携型認定こども園の設置にあたっては、必要となる施設・機能を確保するため、新築や、既存建物のリニューアル及び増築を行うことにより、既存ストック(土地・建物)を出来る限り効率的に活用しながら、より良い教育・保育環境を提供していく。

なお市立認定こども園が果たすべき機能・役割は、以下のとおりである。

市立認定こども園が果たすべき機能・役割 ~再編方針より抜粋~

- 1. 全ての就学前児童に対する教育・保育の保障
  - ・ 小学校との接続カリキュラム等の研究・開発、民間園への普及・支援
  - ・ 就学前教育・保育に関するパイロット事業(試行的事業)の実施
  - ・ 支援を必要とする児童に適した教育・保育の提供と環境整備
  - ・ 民間事業者の参入が困難な地域における児童の受入れ
- 2. 多様な保護者ニーズへの対応
  - ・ 市立施設を希望する保護者の選択肢の確保

# ■ (仮称)市立春木・大芝認定こども園の基本方針

幼保連携型認定こども園「(仮称) 市立春木・大芝認定こども園」の建設予定地、開設年度等は個別計画に記載のとおりである。

建設にあたっては、春木幼稚園の在園児に配慮し、春木幼稚園を運営しながら、園庭に認定こども園舎を建設し、認定こども園開園・春木幼稚園閉園後に、春木幼稚園舎を解体し園庭を整備する計画とした。

なお、当該地は、地域(3次生活圏)でいう「岸和田北部地域」に位置している。当該地の周辺には、団地や住宅が多く、南海本線春木駅や大規模な商業施設もあり、利便性の高さから、教育・保育ニーズが今後も一定数予想される。

そういった観点から、当該認定こども園では在園児だけでなく、地域の子育て支援機能も担うべく、在園児以外の児童・子育て世帯も利用しやすいような施設(配置も含めて)であることが望ましい。

# ■ 現状施設の概要

現状の市立春木幼稚園の概要は、以下のとおりである。

<u>-                                    </u>						
所在地		岸和田市春木宮川町 11-52				
敷地面積		2, 360. 00 m²				
延床面積		534. 00 m²				
用途地域		第一種住居地域				
建物	構成諸室	管理諸室、保育室、遊戲室 地上1階				
	主体構造	鉄筋コンクリート造				
	建築年月	昭和 62 年 2 月				

(「岸和田市公共施設カルテ」より抜粋)

なお、認定こども園建設にあたっては、以下の土地(小学校用地の一部)の利用が可能である。

所在地	岸和田市春木宮川町 11-13
敷地面積	1347.84 m² ※別添配置図参照

# ■ 認定こども園の概要

令和8年4月に設置を目指す「(仮称) 市立春木・大芝認定こども園」の概要、所要諸室の概要は次のとおりである。

≪認定こども園の概要≫

所在	地	岸和田市春木宮川町 11-52								
開設	年月日	令和8年4月1日								
定員	定員規模		109名							
	区分/歳児	0歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	1号認定	_	_	—	12	12	12	36		
力	2号認定	_	_	—	15	15	15	45		
F/\	3 号認定	6	10	12	—	—	—	28		
	合計	6	10	12	27	27	27	109		
特記	事項	<ul> <li>・ 認定こども園の園舎は春木幼稚園園庭部分に建設する。</li> <li>・ 春木幼稚園は令和7年度末(令和8年3月末日)に閉園する。</li> <li>・ 施設整備にあたっては、都市計画法、建築基準法、景観法、消防 法等の関係法令を遵守する。</li> </ul>								

#### ≪所要諸室の概要≫

・ 別表のとおり

### ≪その他≫

- ・ 就学前児童が一日の大半を過ごす施設の特性に配慮し、児童の安全・安心を第一に考えた施設とすること。
- ・ 誰もが使いやすいようバリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。
- ・ 日常的に利用する施設であることから、特に職員・子どもの使い勝手の良い配置及び間取り を考慮した施設とすること。
- ・ 近隣地への影響(日照、騒音)を最小限にするよう園舎の高さ及び配置に考慮し、影響を緩和できるよう工夫して、近隣との共存が図れる施設とすること。
- ・ 建築物のデザインだけでなく、植栽や塀等の外構、照明等を含め、周辺環境に配慮し、より 景観形成をリードする施設とすること。
- ・ 公共施設であることを踏まえ、施設内外の装飾は必要最低限にとどめ、華美なものにならないよう留意すること。また今後の施設の維持運営(維持経費が安価、修繕が容易等)にも配慮した施設とすること。

#### (仮称) 市立春木・大芝認定こども園 基本構想 設備等一覧表

敷地面積:3707.84㎡/春木幼稚園敷地他 延床面積:約1,100㎡ 構造:鉄筋コンクリート(仮) 定員設定(案):0歳児6名、1歳児10名、2歳児12名、3歳児27名、4歳児27名、5歳児27名 計109名

円滑化後受入数:0歳児7名、1歳児12名、2歳児14名、3歳児32名、4歳児32名、5歳児32名 計129名(≒109×120%)

各室の概要(階数が"1"と表記のものは1階指定、空欄は2階以上でも可)、施設基準欄に"必置"と記載のあるものは「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例」に定められたもの。

部屋名	施設基準	必要面積(㎡) 内法(有効)面積	設置 階数	用途・希望する機能等
l 保育室 0才	必置	30	1	円滑化の人数(120%)に対応できる面積 6×120%≒7名(仮)⇒ 7×3.3=23.1㎡以上 【空調・床暖房必須】 布団庫(押入れ)・備付棚・手洗い必要 ※施設基準は乳児室1.65㎡/人、ほふく室3.3㎡/人。府の監査ではまず3.3㎡/人で基準を満たすか確認するため。
2 保育室 1才	必置	45	1	円滑化の人数(120%)に対応できる面積 10×120%≒12名(仮)⇒ 12×3.3=39.6㎡以上 【空調・床暖房必須】 同上
3 保育室 2才	必置	30	1	円滑化の人数に対応できる面積 12×120%≒14名(仮) ⇒ 14×1.98=27.72㎡以上 【空調・床暖房必須】 同上
4 保育室 3才	必置	65		円滑化の人数に対応できる面積 27×120%≒32名(仮) ⇒ 32×1.98=63.36㎡以上 【空調必須・床暖房希望】 同上
5 保育室 4才	必置	65		円滑化の人数に対応できる面積 27×120%≒32名(仮) ⇒ 32×1.98=63.36㎡以上 【空調必須・床暖房希望】 同上
6 保育室 5才	必置	65		円滑化の人数に対応できる面積 27×120%≒32名(仮) ⇒ 32×1.98=63.36㎡以上 【空調必須・床暖房希望】 同上
7 園庭	必置	700	1	14×3.3+400=446.2㎡ > (14+32+32+32)×3.3=363㎡ 0~1歳児用園庭も必要(部屋から出たところ・オーニング必要)。2~5歳児用園庭はある程度走り回れる面積が必要。砂場を乳児用と幼児用に分ける。手洗い用設備2~3か所程度、園庭遊び等で児童の足が汚れた場合に使用する足洗用設備も2か所程度必要。
8 遊戲室	必置	100	1	面積は目安。分割して利用できるようにパーティションを設置。 【空調・床暖房必須】
9 調理室	必置	45	1	下処理室、倉庫、調理員専用トイレ、調理員用休憩室含む。 乳児クラスの近くに配置。 定員109名規模に必要な面積(現桜台保育所厨房50.5㎡より少し狭い程度に設定) 調理室の入口に、白衣を着脱できるスペース・手洗場を設ける。スチコン、ガス炊飯器、食洗器を設置。 ※施設基準(必置)の飲料水用設備も兼ねる。
0 医務室	必置	10	1	職員室の一角を医務コーナーで仕切るのではなく、感染症防止の観点からも別途部屋を設ける。 職員室に隣接。医薬品の管理。園児用ベッド1台・簡易ベッド1台必要。シャワーパン、流し台設置希望。
1 職員室	必置	40	1	防犯の観点から施設の玄関近くに設置。乳児室の近くに設置。
2 便所(児童用)	必置	0~2歳児用 3、4、5歳児用	,щ.н.	0~2歳児室にそれぞれ隣接。0,1歳児はおまるを置くスペースも必要。3歳児用以上はシャワーバン必要(2歳児以下は沐浴室にてシャワー)。 3歳児室用1か所、4歳児・5歳児用1ヶ所を想定。洋式及び和式。一時保育室・遊戯室からもアクセスしやすい場所に設置。 児童用便所区画内に大人用便所を1室設ける。園庭から使いやすい位置にも必要(園庭専用である必要はない)。計50㎡と仮定。
3 便所(多目的)		6	1	多目的用
4 便所(大人用)	必置	14	1•2	職員用、来客用。各階に設置。
5 会議室	(努力義務)	30		他の用途(絵本室等)と兼ねることも検討
6 絵本室(図書室)	(努力義務)	10		必ずしも独立した部屋である必要はない。 各部屋に入れたり、会議室や廊下の一角と兼ねても可。または、玄関に絵本コーナーを持ってきて、親子で見られるようにも。 階段下のスペース等も利用可能。遊戯室の壁に配架するのは止めた方がよい。

	部屋名	施設基準	必要面積(㎡) 内法(有効)面積	設置階数	用途・希望する機能等
17	一時保育室		50	1	利用人数10名を想定。調乳コーナー(電気ポット・シンク)・沐浴スペース必要。10×3.3=33.00㎡以上。【空調・床暖房必須】
18	調乳室		7	1	0歳児室に隣接。
19	沐浴室		12	1	0、1歳児室に隣接。
20	午睡室		12	1	0、1歳児室に隣接。
21	休憩室		25		職員用休憩室・昼食時等に利用。給湯設備必要。
22	倉庫		30	1.2	保育用品・季節用品・洗濯物等を収納する。 桜台保育所の倉庫と同程度の面積で設定(13.5㎡×2)。 1 ・2階それぞれ使いやすい位置に(複数)配置。 十分に収納できるように背の高い棚を備え付ける。園庭にも屋外用遊具やイベント用具収納庫が必要。
23	男性更衣室		10		シャワーユニット1ヶ
24	女性更衣室		30		シャワーユニット1ヶ
25	面談室		10	1	保護者との相談・面談に使用。発達相談等も行えるスペースが必要。
26	テラス・ベランダ			1	保育室から園庭に出られるように。手洗い場、足洗い場も必要。開閉しやすいシェード(電動or手動)の設置。
27	玄関		20	1	正面玄関、園庭に行き来しやすい、0歳児室が正面玄関から離れている場合は乳児用出入口を希望。電気錠の設置。
28	エレベータ		14	1.2	給食をワゴンに入れて直接運べるエレベータ、厨房に近接することが望ましい。障がいのある児童・保護者等も利用。
29	下足室		15	1	2Fの児童・一時保育児童・職員用の下駄箱部屋。1Fの児童用の下駄箱は各保育室から園庭に出る所に設置、また下駄箱が雨に濡れない長さの軒が必要。
30	洗濯室		10		児童の汚れた衣類、タオル等を洗う 洗濯物干し場との行き来がスムーズにできる場所に置く。
31	洗濯物干し場				テラス、屋上等。洗濯室からアクセスしやすい場所に設置。
32	廊下等		250	1.2	廊下の幅は2m程度確保する。(参考:千喜里保育所の廊下幅1.84m)、玄関・廊下・階段等共用スペースの面積を記載。
33	駐輪場		100	1	保護者用及び職員用。別々の場所で各20台程度のスペース。雨よけ必要。
34	駐車場		200	1	保護者送迎用。15台程度。
35	屋外階段	必置		1.2	避難用の階段。常用(屋内)階段とは別で必要。
	計		1100	m²	※駐輪場・駐車場・園庭含まず。

	プール	組み立て式でないもの。園庭や屋上に設置(屋上の場合、階下への水漏れ対策や施設配置への配慮が必要)。 35人用×1台。日よけ(手動式でも可)必要。
その他	LAN線・電話線の接続口	保育室・職員室・会議室・遊戯室・休憩室等に必要。
	放送設備	全館放送、園庭への放送も可能なもの。

# 春木幼稚園配置図

